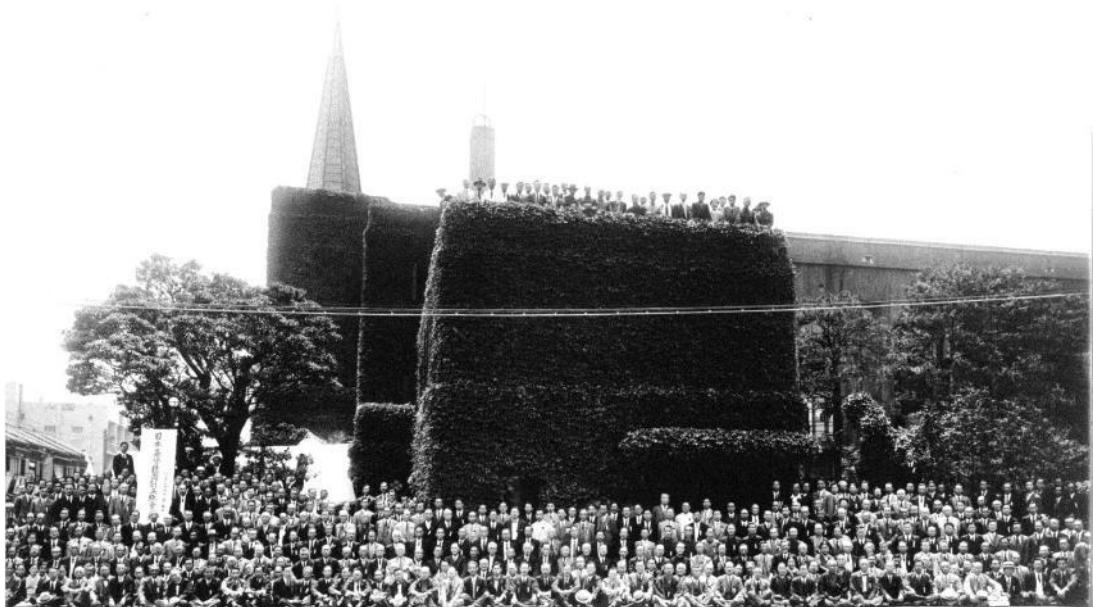


戦後の日本基督教団の 戦争責任問題(1945~)

東京基督教大学国際宣教センター研究員
立教大学兼任講師

川口葉子

日本基督教団



日本基督教団創立総会 https://uccj.org/about_uccj

1941年6月24,25日 創立総会
11月24日 設立認可

30余派が合同(信徒数24万人)
11教区、3布教区(満州、華北、華中)
11の部制

戦後唯一存続した教団

1 教団の存続

2 戦争責任の問題



教団統理者
富田満

戦後最初の常議員会(1945年12月5,6日)

教団ノ性格如何、監督制力会議制力等ノ問題ハ成立当初ヨリ今日
マデ残リ居レリ、教団統理者ノ性格甚ダ曖昧ナリ、更ニ牧師タル主
管者ノ性格如何、コレヲモ如何ニ解決スベキカハ重大問題ナリ。

(『日本基督教団史資料集第3篇』)

統理就任の辞(1942年2月7日)

日本基督教団は従来の監督制でもなく会議制でもなく、之は
統理者が統理する統理制といふべきものである。

(『基督教世界』2580号、1942年2月12日)

日本基督教団としての大合同

＝宗教団体法が規定する教団としての成立

統理制

×監督制・會議制

信仰告白

教義の大要のみ
部制で対応

1940年4月 宗教団体法施行

1940年6月12日

文部省が教団認可の基準を通告

(教会数50以上、信徒数5000以上)

1940年8月28日

全教派合同が要望として文部当局から各派責任者へ

教団の存続

1945年12月 宗教団体法廃止、宗教法人令

GHQ(Captain Kleiman, Capt. Magistrettiほか)による富田満へのインタビュー(1945.12.6)

M As I understand it, in 1941 the Christian Churches came together in Japan to form the present union?

T Yes, in 1941.

M At that time, was any pressure brought by the government to form a united church?

T It was not a result of the pressure brought upon us. We had a committee for the union for the last 25 years.

M Did the church give the current situation as the reason for unity?

T To some extent, yes, but the current situation helped to make it possible, and it was earlier than expected.

戦時体制から戦後新体制へ

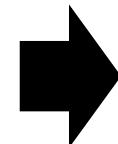
「大東亜共栄圏」の地域・教会について

①東亜局

国外局に改称(1945年8月28日 戦時報国会常務理事会)
廃止(1945年9月20,21日 特別常議員会)

②18教区への再編(1946年5月1,2日 常議員会)

旧樺太・沖縄 支教区
旧朝鮮・台湾 教区
旧満州・華北・華中 布教区



自然消滅

教団の政治体制について

会議制の確立

新規則による総会議長選出(1946年6月7,8日 第三回臨時総会)
教団の教憲・教規、教団規則制定(1946年10月15,16日 第四回教団総会)

1960年代の戦争責任問題

1960年代 教団の社会的路線

1967年 戦争責任告白

1967年「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」

わたくしどもは、1966年10月、第14回教団総会において、教団創立25周年を記念いたしました。今やわたくしどもの真剣な課題は「明日の教団」であります。わたくしどもは、これを主題として、教団が日本及び世界の将来に対して負っている光栄ある責任について考え、また祈りました。

まさにこのときにおいてこそ、わたくしどもは、教団成立とそれにつづく戦時下に、教団の名において犯したあやまちを、今一度改めて自覚し、主のあわれみと隣人のゆるしを請い求めるものであります。

(略)

「世の光」「地の塩」である教会は、あの戦争に同調すべきではありませんでした。まさに国を愛する故にこそ、キリスト者の良心的判断によって、祖国の歩みに対し正しい判断をなすべきであります。

(略)

心の深い痛みをもって、この罪を懺悔し、主にゆるしを願うとともに、世界の、ことにアジアの諸国、そこにある教会と兄弟姉妹、またわが国の同胞にこころからのゆるしを請う次第であります。

(略)

1967年3月26日 復活主日 日本基督教団総会議長 鈴木正久

1967年「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」

わたくしどもは、1966年10月、第14回教団総会において、教団創立25周年を記念いたしました。今やわたくしどもの真剣な課題は「明日の教団」であります。わたくしどもは、これを主題として、教団が日本及び世界の将来に対して負っている光栄ある責任について考え、また祈りました。

まさにこのときにおいてこそ、わたくしどもは、教団成立とそれにつづく戦時下に、教団の名において犯したあやまちを、今一度改めて自覚し、主のあわれみと隣人のゆるしを請い求めるものであります。

(略)

「世の光」「地の塩」である教会は、あの戦争に同調すべきではありませんでした。まさに国を愛する故にこそ、キリスト者の良心的判断によって、祖国の歩みに対し正しい判断をなすべきであります。

(略)

心の深い痛みをもって、この罪を懺悔し、主にゆるしを願うとともに、世界の、ことにアジアの諸国、そこにある教会と兄弟姉妹、またわが国の同胞にこころからのゆるしを請う次第であります。

(略)

1967年3月26日 復活主日 日本基督教団総会議長 鈴木正久

韓国

韓国基督教長老会
大韓イエス長老会
基督教大韓監理会

1967年7月 宣教協力に関する協議会(協約草案)

9月 鈴木総会議長、木村書記が公式訪問

台湾

台湾基督長老教会

1963年 台湾基督長老教会総会と日本基督教団との協約書

1967年 日本基督教団の7名の牧師が台湾へ

1968年 台湾基督長老教会から5名の牧師を迎え、約一ヶ月間の交換伝道

沖縄

1968年 第15回総会で沖縄キリスト教団との合同議案が決議

1967年「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」

わたくしどもは、1966年10月、第14回教団総会において、教団創立25周年を記念いたしました。今やわたくしどもの真剣な課題は「明日の教団」であります。わたくしどもは、これを主題として、教団が日本及び世界の将来に対して負っている光栄ある責任について考え、また祈りました。

まさにこのときにおいてこそ、わたくしどもは、教団成立とそれにつづく戦時下に、教団の名において犯したあやまちを、今一度改めて自覚し、主のあわれみと隣人のゆるしを請い求めるものであります。

アジア諸教団について

「しかるにわたくしどもは、教団の名において、あの戦争を是認し、支持し、その勝利のために祈り努めることを、内外にむかって声明いたしました。まことにわたくしどもの祖国が罪を犯したとき、わたくしどもの教会もまたその罪におちいりました。」

- ・1943年 小崎道雄の大陸訪問
- ・1944年 大陸布教区長会議での「日満華基督教代表者会議」計画

大東亜基督教代表者会議
大東亜基督教同盟 の構想

満洲基督教會の創立

急速に變化しつつある時代の
波に捲られて滿洲に傳道し來つ
た歸外國・ツショーンは漸次その
引揚げを了し、最近では殆んど
唐人のみによつて傳道されつ
あつたところ、東亞傳道會の奉
天教會・山下永忠氏等の努力によ
り滿人基督教會の十五教派が合
同三月二十七日新京に於て「滿
洲基督教會」の名の下に新發足
をなすに至り、各方面から今後
の滿洲傳道の活潑な展開が期待
されてゐる。その結成式は三月二
十七日午後二時より新京協和會中央
本部

満洲基督教會の創立

満洲基督教會も結成され、このほど内務部署の設立許可をえたので四月十八日北京に各地教會代表が集結し、盛大な開會式を挙行して歴史的な發足をすることになった由。

『基督教世界』2589号(1942年4月16日)

教団合同について

「明治初年の宣教開始以来、わが国のキリスト者の多くは、かねがね諸教派を解消して日本における一つの福音的教会を樹立したく願つてはおりましたが、当時の教会の指導者たちは、この政府の要請を契機に教団合同にふみきり、ここに教団が成立了しました。」

華北諸教會の合同
四月十八日歴史的
發會式舉行豫定
教報

「戦時下も、正統的信仰を守ることではいささかもゆるぎなかったのに、「告白」といってあたかも信仰が誤っていたようなことは受け入れ難い」とする立場 (岩井健作「キリスト教と戦争責任」『歴史評論』509より)

われわれが、教会が真に主の教会であったかどうかを知るために、そこで福音が正しく宣教され、聖礼典が正しく執行されていたかどうかという点に立って、批判はなされなければならないと思います。戦時下の福音宣教が正しかったかどうかは、個々の教会の在り方の調査にまで及ばなければ、正鵠を射た判定とはいえません。

(「教団問題についての懇談会」からの要望書『資料集第5篇』)

「正しい福音宣教」
「正しい聖礼典の執行」



「真に主の教会」

戦争協力は教会の「本質」に関わらないもの
信仰的規範による戦時下教会の「正しさ」

まとめ

戦時下

宗教団体法による教団合同

→時局に深く関わる部分を切り離して、戦後新体制へ

1960年代の戦争責任問題

→戦争協力は教会の「本質」に関わらない

戦時下教会の「正しさ」